

# 令和元年度森林経営管理体制支援（境界明確化対策）業務委託仕様書（案）

長野県 林務部 森林政策課 森林経営管理支援センター

## 1 適用

- (1) 令和元年度森林経営管理体制支援（境界明確化対策）業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）は、令和元年度森林経営管理体制支援（境界明確化対策）業務に関する委託契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

## 2 業務の概要

本業務は、既存の航空レーザ計測データやCS立体図等を活用して、市町村が実施する森林経営管理制度に資する森林境界の明確化のための森林境界推測図を作成する手法について検討しマニュアル化を行い、市町村職員等が実施する境界明確化に関する業務の軽減を図ることを目的とする。

## 3 業務の着手及び完了期限

- (1) 受託者は、契約締結後 10 日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) 業務完了期限は、令和 2 年 3 月 10 日までとする。

## 4 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき、下記事項を記載するものとする。
  - ア 業務の概要
  - イ 実施方針
  - ウ 業務工程
  - エ 業務組織計画
  - オ 打合せ計画
  - カ 成果品の内容、部数
  - キ 連絡体制（緊急時対応含む）
  - ク 業務の実施方法
  - ケ 関係者（地域振興局職員、市町村、土地所有者等）との調整方法
  - コ 安全管理方法
  - サ 関係機関への協議計画
  - シ 個人情報保護に関する事項
  - ス その他

## 5 委託内容

項目	内容
(1) 境界明確化作業マニュアル検討委員会の開催	受託者は、有識者、森林組合、市町村職員、県職員を委員とする検討委員会を3回以上主催すること。
(2) モデル地域における森林境界推測のための森林境界推測図の作成	<p>想定される情報資源の実情（国調あり、国調なし、地番図あり等）に応じた、モデル地域を選定し、森林境界推測図を3地区以上作成し現地調査を実施すること。</p> <p>なお、モデル地域は、森林経営計画樹立に必要な要件である30ha以上のモデル地域とすること。</p> <p>〈手順の例〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市町村の情報資源、県やその他公的機関が保有する情報資源の実情をアンケート等により調査</li> <li>② アンケート調査結果を基に、検討委員会にてモデル地域の選定</li> <li>③ モデル地域を委託者及び県地域振興局の協力により選出</li> <li>④ 選出したモデル地域の所管市町村及び森林組合等から必要な情報資源の提供を受ける。</li> <li>⑤ 提供を受けた情報資源を基に森林境界推測図を作成する。</li> <li>⑥ 作成した森林境界推測図を基に、森林組合等の現地を精通した方と現地調査を行い、推測図の精度を検証する。</li> <li>⑦ 検証結果を検討委員会で検討し、改善を図る。</li> </ol>
(3) 作業マニュアルの作成	<p>GISソフトを使用し、森林境界推測のための調査素図の作成するための市町村向け作業マニュアルの作成</p> <p>なお、作成にあたっては検討委員会での意見等を反映すること。</p> <p>マニュアルは、300部印刷し、市町村各2部（154部）、地域振興局各10部（100部）、森林政策課36部を配布すること。</p>
(4) 市町村向け研修会の開催	<p>県内4地域（東信地区・中信地区・南信地区・北信地区）研修会は、原則、地域振興局会議室で実施することとし</p> <p>想定される参加人数は30名程度とする。</p>

## 6 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

## 7 土地への立入り等

受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、委託者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに委託者に報告し指示を受けなければならない。

## 8 関係法令及び条例の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 9 検査

- (1) 受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

## 10 条件変更等

- (1) 委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。

イ 天災その他の不可抗力による損害。

ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

## 11 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務施工上必要があると認められる場合

## 12 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

## 13 委託業務完了報告書（成果品）について

- (1) 成果品
  - ア 業務報告書（紙媒体） 1 部
  - イ 業務報告書（電子媒体：CD-R） 2 部（正・副）
  - ウ 業務資料一式
- (2) 提出期限及び提出先  
成果品は、令和 2 年 3 月 10 日までに、林務部森林政策課に提出するものとする。
- (3) 中間報告  
履行期間の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求められることができるものとする。

## 14 関係機関等への手続き等

- (1) 本事業に伴う関係機関への協議依頼等は委託者が行うこととする。
- (2) 仕様書に定めのない事項（様式や内容等）については、委託者と受託者が協議して決定することとする。

